

## 75歳以上の高齢者の新しい医療制度

皆さんは「後期高齢者医療制度」という言葉を聞いたことがありますか？  
 近年、老人医療費を中心に国民の医療費が増加し、現在の医療保険制度の維持が危ぶまれている状況のなか、将来にわたり安心して医療を受けられる仕組みが必要となつていきます。また、75歳以上の方は、複数の病気にかかっていたり、治療が長期になるという傾向が多く見られます。

こうした状況を踏まえ、心身の特性や生活実態等にふさわしい医療を提供するため、平成20年4月から『後期高齢者医療制度』が始まります。

この制度は、北海道のすべての市町村が加入する広域連合が運営を行い、北海道に住む75歳以上の方すべてと、65歳から74歳までの方で一定の障害のある方が対象者となります。

平成20年4月1日に現在加入している国民健康保険や社会保険、子供さん

## ご存知ですか？

## 後期高齢者医療制度

### 後期高齢者医療とは？



#### 対象者は？

- ◆75歳以上の方
- ◆65歳から74歳までの方で、一定の障がいのある方(老人保健制度と同じ)

#### 保険証は？

- ◆平成20年3月下旬に、新しい保険証を市役所から郵送します。

#### 保険料は？

- ◆加入する方一人一人が支払います。
- ◆原則として年金から差し引かれます。
- ◆所得に応じて保険料が決まります。
- ◆社会保険の扶養になっていた方も保険料がかかります。

#### 病院の窓口負担は？

- ◆1割負担(現役並み所得者は3割)です。

## 『？』にお答えします 後期高齢者医療制度の

の社会保険や共済組合から、移行して一人一人が後期高齢者医療制度に入ることになり、3月下旬に市役所から新しい保険証を一人一人に送ります。

保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が決めて、北海道内はどの市町村も同じ料率で計算され、全員が負担し、原則として年金から天引きされることになっています。

今まで子供さんの扶養家族として保険料を支払っていなかった方も、保険料の支払いが新たに生じますが、所得が少ない方には、所得に応じて7割・5割・2割の負担の軽減があります。

病院窓口での支払いは、基本的に今と同じ1割ですが、前年に収入(現役並み)がある方は、3割の負担となります。

「今加入している国民健康保険などの医療保険と重複して、後期高齢者医療制度にも加入するんでしょう？」とよく質問されますが、答えは「NO」です。国民健康保険に加入している75歳以上の方は、平成20年3月31日で有効期限が終了した後に、後期高齢者医療制度に移ることになりますので、保険料を重複して支払うことはありません。

現在、市が開催している後期高齢者医療制度の説明会では、制度に関する皆さんの疑問等にお答えしますので、ぜひ会場へ足をお運びください。

## 『医療制度等の改正について』の出前トーク実施中！！

市では、後期高齢者医療制度の説明会を実施しております。老人クラブ等で後期高齢者医療制度と特定健診・特定保健指導などについて、市役所から出向いてご説明していますので、多くのご参加をお願いします。また、希望があれば老人クラブ・団体等へ伺って説明させていただきますので、市役所市民課保険給付係(☎42-1805 内線119・149)までご連絡ください。

